

教育委員会からのお知らせ

## 引越し（転出・転居・転入）で住所を変更したときの 小・中学校の手続きについて

転出	転校する	転出手手続きの際、総合窓口課から渡される「 <u>転学通知書</u> 」を在籍中の学校に提出し、転校関係書類（在学証明書、教科書給与証明書）を受け取ります。新住所地にて転入手手続き後、転校する学校へお渡しください。
	継続して通学を希望	教育委員会で区域外就学の手続きが必要です。 ※期間は最大年度末まで

転居	同一学区内に転居	住所変更について学校へご連絡をお願いします。
	他学区へ転居	(1) 転校する場合 転居の手続きの際、総合窓口課から渡される「 <u>転学通知書</u> 」を在籍中の学校に提出し、転校関係書類（在学証明書、教科書給与証明書）を受け取ります。 転校する学校に「 <u>転（編）入学通知書</u> 」と転校関係書類をお渡しください。 (2) 転居後も継続して通学を希望する場合 教育委員会で指定校変更の手続きが必要です。

転入	転校する	転入手手続きの際、総合窓口課から渡される「 <u>転（編）入学通知書</u> 」と転校する前の学校からの転校関係書類（在学証明書、教科書給与証明書）を転校する学校へお渡しください。
	継続して通学を希望	前住所地の教育委員会で区域外就学の手続きをしてください。

ご不明な点は担当へお問い合わせください。

担当：福生市教育委員会教育部学務課学務・給食係  
電話：042-551-1948